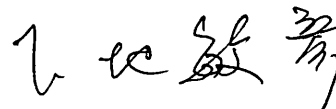


宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例をここに
公布する。

平成29年3月30日

宮古島市長



宮古島市条例第21号

宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 指定管理者（第4条－第12条）
- 第3章 すこやか公園の管理
 - 第1節 管理総則（第13条－第18条）
 - 第2節 利用料金（第19条－第22条）
- 第4章 雑則（第23条・第24条）
- 第5章 罰則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 野外のレクリエーション活動等を通して市民の健康及び福祉の増進並びに観光の振興を図るため、パイナガマ海空すこやか公園（以下「すこやか公園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 すこやか公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 パイナガマ海空すこやか公園

位置 宮古島市平良字下里 377 番地 2

（施設）

第3条 すこやか公園の施設は、管理棟、休憩施設（四阿）、遊歩道及び駐車場とする。

第2章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にすこやか公園の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第15条第1項の行為の許可に関する業務
- (2) すこやか公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、減免及び還付に関する業務
- (3) すこやか公園及び附属設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) すこやか公園の管理運営に関する事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

(指定管理者の選定及び指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、すこやか公園の管理を最も適切に行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書によるすこやか公園の運営が市民に平等利用を図るものであること。
- (2) 事業計画書の内容がすこやか公園に係る管理経費の縮減を図るものであること。
- (3) 事業計画書に沿ったすこやか公園の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他第1条に規定する設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(5) 宮古島市内に主たる事務所を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) すこやか公園の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) すこやか公園の利用料金の徴収実績

(3) すこやか公園の管理に係る経費の収支状況

(4) その他指定管理者によるすこやか公園の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(指定管理者の指定の取消等)

第9条 市長は、指定管理者が法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなったすこやか公園の施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第11条 市長は、第7条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第9

条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(秘密保持義務)

第12条 指定管理者又は管理業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、宮古島市個人情報保護条例（平成17年宮古島市条例第10号）第12条第1項及び第39条第1項の規定により、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるよう配慮するとともに、すこやか公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

第3章 すこやか公園の管理

第1節 管理総則

(開園日等)

第13条 すこやか公園は、毎日開園する。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休園日を定めることができる。

2 すこやか公園の開園時間は、6時から20時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の禁止又は制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すこやか公園を保全し、又はすこやか公園を利用するもの（以下「利用者」という。）の危険を防止するため、すこやか公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) すこやか公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき。
- (2) すこやか公園に関する工事のためやむを得ないと認めるとき。
- (3) 強風注意報、波浪注意報、津波注意報等が発令されたとき。
- (4) その他利用上の危険及び管理上の支障があると判断したとき。

(行為の許可)

第15条 すこやか公園において、次に掲げる行為をしようとするものは、指定

管理者に申請し、当該行為に係る指定管理者の許可（以下「行為の許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 宮古島市都市公園条例（平成17年宮古島市条例第178号。以下「公園条例」という。）第3条第1項各号に規定する行為
- (2) バーベキュー等のために火気を使用する行為
- (3) その他指定管理者が指定する行為

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が利用者のすこやか公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、前項の許可を与えることができる。ただし、公園条例第3条第4項各号のいずれかに該当する者には、すこやか公園の利用を許可しないものとする。

3 指定管理者は、第1項の許可にすこやか公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

4 指定管理者は、すこやか公園の利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、これを許可しない。

（行為の禁止）

第16条 すこやか公園においては、公園条例第4条各号に規定する行為をしてはならない。ただし、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項の許可（許可の変更を含む。）に係るものについては、この限りでない。

（利用の取消し又は停止）

第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 前条の規定に違反しているとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段によって許可を受けたことが判明したとき。

(4) 公益上必要があると認められるとき。

(5) その他すこやか公園の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消し、又は停止させたことにより生じた利用者の損害については、指定管理者は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第18条 指定管理者又は利用者は、その責めに帰すべき理由によりすこやか公園又はその施設、附属設備、器具等を汚損し、若しくは棄損し、又は滅失したときは、原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

第2節 利用料金

(利用料金)

第19条 行為の許可を受けようとするものは、行為の許可を受ける際に指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者が認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、行為の許可に係るものについては別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第20条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第21条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の収入)

第22条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第4章 雑則

(公園条例との関係)

第23条 すこやか公園の管理及び運営については、この条例に定めるもののほか、公園条例の例による。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第15条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第16条の規定に違反して、行為をした者
- (3) 第17条第1項の規定による指定管理者の命令に違反した者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、第7条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

別表（第 19 条関係）

区分	単位	時間	利用料金
行商その他これに類する行為をする場合	—	1 日以内	216 円
業として写真を撮影する場合	撮影業（写真機）1 台	1 月	3,240 円
業として映画を撮影する場合	1 件	1 日	3,240 円
興行、出店その他これに類する営業行為をする場合	100 平方メートル	1 日	3,240 円
撮影会その他これに類する行為をする場合	1 件	1 日	1,080 円
運動会、集会、展示会その他これに類する行為をする場合	1 件	1 日	1,080 円